第四節　提出書類等

（納付された手数料の取扱い）

第五十二条の二　法及びこれに基づく命令の規定により納付された手数料は、免許、登録、許可等がされなかつた場合、又は申請等の取下げがあつた場合においても、返還しない。

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

［表略］

注１　氏名については、請求者が認定特定基地局開設者（法第27条の15第３項に規定する認定特定基地局開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

２　請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［３　略］

４　移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定特定基地局開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［５～８　略］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～十一　略］

十二　船舶地球局

(1)　第七条の二の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの　一年

［(2)・(3)　略］

［十三～十三　略］

別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［略］	［略］	装置の識別表示	航行状態（注３）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［注１・２　略］

［削る］

注３　［略］

第四節　提出書類

［新設］

別表第二号の二の三（第11条の２の３関係）

［表同左］

注１　氏名については、請求者が認定開設者（法第27条の15第３項に規定する認定開設者をいう。以下同じ。）である場合に限り、提供する。

２　請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［３　同左］

４　移動する無線局（包括免許に係る特定無線局を除く。）にあつては常置場所、包括免許に係る特定無線局にあつては包括免許人の事務所の所在地を提供することとする。ただし、請求者が認定開設者以外の者である場合にあつては、都道府県名及び市区町村名に限り提供する。

［５～８　同左］

別表第五号　定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

［一～十一　同上］

十二　［同上］

(1)　第二十八条の二第一項の船舶地球局であつて、旅客船又は国際航海に従事する船舶（旅客船を除く。）に開設するもの　一年

［(2)・(3)　同上］

［十三～十三　同上］

別図第六号（第36条の２第１項第６号及び第８号関係）

［同左］	［同左］	装置の識別信号（注３）	航行状態（注４）	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［注１・２　同左］

注３　捜索救助用位置指示送信装置においては、「970$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること（X_1、X_2、Y_1、Y_2、Y_3及びY_4は０から９までの数字とする。以下この注において同じ。）。

衛星非常用位置指示無線標識及び衛星位置指示無線標識であつて、航海情報記録装置又は簡易型航海情報記録装置を備えるものにおいては、「974$X_1X_2Y_1Y_2Y_3Y_4$」の９桁の数字であること。

注４　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。